

Title	独仏両国軍備充実計画
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.7 (1914. 9) ,p.781(1)- 804(24)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前號(第八卷) 第五號 目次 (天正三年六月號)

論說

職工組合の組織 法學博士 堀江 歸一  
 農業と商工業の衝突(一) 慶應義塾 堀切善兵衛  
 慶應義塾 阿部 秀助

民族の企業化(下) 慶應義塾 阿部 秀助  
 慶應義塾 阿部 秀助

雜錄

萬國社會保險會議に就て

法學士

杉 琢 磨

英獨市政比較論(三完)

村田 岩次郎

地代と穀價

増井 幸雄

金融會社の先驅及其類例(三完)

船尾 榮太郎

大銀行の發達

林屋 友次郎

批評と紹介

◎マレット氏著「英國財政二十五年史」(堀江)◎ウィ  
 ッテ伯著「國民經濟並財政講義」(阿部)◎石原醫學士  
 著「女工之現況」(阿部)◎高垣商學士著「銀行集中論」  
 (片桐)

編輯主任

堀江 歸一  
 高城 仙次郎

●一冊定價金 廿一錢 郵税金壹錢五厘

●一ヶ年前金 金二圓四十錢 郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正三年六月三十日印刷 每月一回一日發行  
 大正三年七月一日發行

三田學會雜誌 第八卷第六號

東京市麻布區富士見町九番地  
 編輯兼發行所 石田 新太郎  
 東京市京橋區宗十郎町十五番地  
 印刷者 阿部 節 治  
 東京市京橋區宗十郎町十五番地  
 印刷所 會社 東京國文社

發賣元

東京市京橋區銀座三丁目八番地  
 振替貯金口座東京二四一七番  
 電話 東京 橋二二三九番

●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 理 財 學 會  
 慶應義塾内

三田學會雜誌 第八卷第七號

論 說

獨佛兩國軍備充實計劃

田中 萃 一 郎

佛國朝野の士女は、ツオージュ山陰のアルサス、ローレンを凝視すること茲に、四十有餘年、遂に干戈に訴へて再び之を争はんとするに至れり。その果して宿昔の希望を達し得可きや否やは、之を戦局發展の結果に待たざる可からずと雖も、獨逸も亦佛國の復讐戰に備ふるを以て、その外交軍備の大方針と爲し、一方に於て或は三帝同盟を策し、或は三國同盟を結び、更に露獨密約を訂して、佛國をして隙の乘ず可

きものなからしむると同時に、絶えず陸軍を擴張して以て萬一の場合に備へ來れり、而してビスマルクの周到なる外交上の方略は、ツイルヘルム二世の親政によりて漸くその基礎を動搖せしむることとなりしも、而も軍備の方面に於ては獨逸は常に覇を歐洲大陸に唱へんとせり。ツイルヘルム二世嘗て噉語すらく「朕は最早塊國を恃む能はず、伊國は少女なり、朕は孤立なり」とその陸軍擴張に腐心せるは、蓋し自己保存の本能に驅られて然りしのみ。

獨逸帝國成立以來に於ける陸軍擴張の沿革は極めて興味ある問題なり。千八百七十年の發行に係るゴータの年鑑に依れば北獨逸聯邦の現役兵に加ふるに南獨逸四國の兵力を以てして三十九萬八千人に過ぎざりき。而も當時佛國は四十萬四千八百人の現役兵を有せしも、うち二萬四千五百人餘は憲兵にして、六萬人はアルジェ、リ、羅馬法皇領等を守備せしかば佛國の兵力は遙かに獨逸聯合軍に劣れり。獨逸帝國憲法第六十條には、平時に於ける獨逸陸軍の兵數は千八百七十一年十二月三十一日まで千八百六十七年の人口の百分の一と定め、各聯邦より人口數に應じて

之を出す可し、前記の時日以後は、陸軍の平時定員は帝國法律を以て之を定む可しとあり、かくて帝國聯邦院は千八百七十四年の議會に向て帝國陸軍編制法案を提出し、第一條に於て平時の現役兵數を四十萬千六百五十九人と規定せり。然るに當年の議會に過半数を制したりし自由主義者は、從來法律を以て永久に現役兵數を一定するは、議會の豫算協賛權を拘束する所以なりとして、之に反對の意思を聲明し來れり。但し自由主義者に左右兩派あり、左派は即ち獨逸進歩黨にして飽くまで主義に忠實なりしも、右派即ち國民自由黨は元來ビスマルクの御用黨として起りしものなるが、この法案の委員附託中ビスマルク偶ま病床に就きて國民自由黨は之と妥協する機會を失ひしより、法案第一條は委員會に於て否決せられ、プロイセンの陸相ローンは第一條の規定を缺かば法案は帝國政府に取りて何等の價值なしとて、之に反對せしも、委員會はその決議を議會に報告したり。政府は千八百六十六年を以てプロイセンに合併したるハンノーヴー國王ゲオルヒ第五世に支給す可き賠償金の今なほ保管せられつゝあるを流用して新聞紙を買收し、虚報を傳へて自由主義者を攻撃し、之を以て獨逸帝國を無勢力に陥れんとするものなりと諷

ひしめたり。千八百六十九年一月三十日ビスマルクはこのゲオルヒ第五世に支給す可き賠償金を機密費として利用す可しと唱へ、レプナリエン、フオントと呼びしがこの機密費に依りて買収されたる御用新聞はレプナリエン、ブレッセと貶稱されたり、譯して蛇蝎新聞と稱す可きか。ヴォルフの通信社もプロイセン政府の所謂洗濯済の報道を世間に傳へ、國民自由黨の新聞紙も次第に軟化し、黨の機關として議員ヴェーレンペニヒの速寫金屬版にて新に發行せる國民自由通信の如き純然たる御用紙と化し、國民自由黨中の左翼に勢力あるラスカールはその多年健筆を呵して紙上に光彩を添え來れるナチヨナル、ツァイツングに棄てられたり。自由主義者に對する誘拐運動は三月二十二日の天長節より始まり、繼て保守主義者中の御用議員たる帝國黨議員のビスマルクの病床訪問と爲り、ビスマルクをして、今や余が辭職するか、然らずんば議會を解散するの外策の施す可きなしと叫ばしめたり。國民自由黨の軟派議員の間にはビスマルク退かば帝國の將來を如何との杞憂を起すものあり、かくて三月三十日同黨出身の帝國議會議長フォルケンベックの參内と爲り、復活節休日後議會の再び開會するや、同黨の議員は多く款を政府に通

じてラスカールの同志は十餘人に減じ、剩へ進歩黨のうちにも五人の軟派を出すに至りしかば、ラスカールも止むを得ず所謂七年期案即ち現役兵數規定の効力を、七十年より八十一年迄七十年間に制限す可しとの折衷案に同意し、同黨の首領ベンニクセン之を携へてビスマルクを訪ひ、政府と國民自由黨との妥協案漸くにして成立したり。但し進歩黨は飽まで初志を變せず、法案第一條を否決せんとせるより、四十九人の代議士のうち十人餘を失ひたり。かくて陸軍の平時定員に關しては七年期法の原則定まりしが、千八百八十年の議會會期中政府は更に八十一年四月一日以降七年期間現役兵數を増加して四十二萬七千二百七十四人と定むるの法案を提出したり、即ち歩兵三十四箇大隊、砲兵四十箇中隊を増設せんとするの計劃にしてモルトケがブルンチュリー教授に寄せて『戰爭無くば世界は腐敗して唯物主義の泥土のうちに没却せん、永久の平和は一場の香夢に過ぎず、戰爭は上帝攝理に成れる世界構成の一要素たり』と説ける私信を公にして、尙武主義の爲に氣炎を吐けるは當時のことなりき。中央黨は全然政府案に反對し、進歩黨は二年兵役に改め且現役兵數を毎年議定するの助議を起せしも、政府案は大體に於て議會の協賛を経



たり。但し國民自由黨はこの問題の爲に分裂の機會を早め、ラスカー、フォルケンベック等は遂に在野黨と爲れり。

帝國政府は千八百八十六年の末に至り、三度七年期法案を議會に提出して陸軍擴張を行はんとし、一大衝突を招けり。政府の提案は一年志願兵を除きて現役兵數を四十六萬八千四百九人と定めんとするに在りて、中央黨は勿論、進歩黨と國民自由黨の分離派との合同して新に組織せる獨逸自由黨も亦之に反對せり。かくて一方に於てはモルトケとビスマルク他方に於ては中央黨のウイントホルストと獨逸自由黨のオイゲン・リヒターとの間に大討論の行はれたる後、結局八十七年一月十四日兵數確定の期間を三ヶ年に限りて政府案に同意す可しとの獨逸自由黨員スタフエンベルグの動議、保守、帝國、國民自由三黨の百五十四票に對する中央自由兩黨その他合計百八十六票の多數を以て成立したり。茲に於てビスマルクは直ちに起立し勅語を朗讀して議會を解散したり。政府案に賛成したる三政黨は對選舉運動の必要上直ちに所謂黑色カーテルを起して七年期法案に賛成なる候補者のみを推選するに決したり。時に佛國に於てはブーランジェ將軍衆望を博し、愛國者

同盟の運動激烈なりしかば、ビスマルクは巧みに新聞紙を利用して外患の聲を大ならしめしより、獨逸自由黨員中にも亦變説して七年期法案に賛成す可しと説くものを出せり。而して羅馬法皇は中央黨に向て表決前より政府案に賛成せんことを諭告したるが如き形勢なりしかば、八十七年二月の總選舉に於ては政府黨のカーテルは大勝利を博し、三黨合計二百二十人の議員を擧げたり。議會は決選投票の結了せざるに先ちて開會され、軍隊編制法案は三月十一日、三十一票に對する二百二十七票の多數を以て可決せられたり。

既にしてビスマルク致仕してカブリヅイ帝國宰相となるや、陸軍は直ちに擴張せられたり。千八百九十年の議會は同年十月より九十四年三月までの現役兵數を四十八萬六千九百八十三人と爲すの法案を可決し、新に二箇軍團を設けて二十箇軍團と爲せり。第二讀會に際して獨逸自由黨の提出せる軍事費豫算を毎年協賛し且二年兵役制を實行す可しとの議は少數にて破れしも六月二十八日の第三讀會に於て、右の二件並に壯丁全員の徵集に反對して、早晚現役兵數を削減す可しとのウイントホルスト提出の決議案は、政府案の通過と同時に議會の容るゝ所と爲れ

り。但し中央黨が自由黨と同じく二年兵役制に賛成することとなる動機は勿論人民の負擔を減ずるにありしも、政府はこの決議を利用して、千八百十三年以來プロイセンに於て採用せられ、而も有名無實の觀ある國民皆兵制度を勵行せんとし、千八百九十二年十一月騎兵乘馬砲兵以外の兵種に二年兵役制を採用すると同時に入營の壯丁約六萬を増加するの計劃を立て右に關する法案を議會に提出したり。然るに之が爲に經費の増加六七千萬馬を要するより政黨中反對の意見を懷抱せるもの多く、一部の中央黨員並に自由黨員の政府と妥協するありしも、案は遂に成立せざりき。即ち中央黨の男爵フオン・ヒーネは少數の同志と脱黨して修正案を提出し、政府の原案に九十三年十月一日より九十九年三月三十一日まで、現役兵數を四十九萬二千六十八人と定むとあるを、四十七萬九千二百二十九人と改めんとせり。然るにこのヒーネ案の九十三年五月六日を以て採決に附せらるるや、政府の之に同意を表せるにも拘はらず、百六十二に對する二百二十の差を以て、政府は即日議會を解散したり。而して總選舉に際してオイゲン・リヒターの率ゐる獨逸自由黨は兩分しリヒターの同志は新に自由民黨を起して陸軍擴張に反對せしも、

バルト、リッカート等元の國民自由黨員は別に自由同盟を組織して繼て政府を援くることとなれり。形勢かくの如くなりしを以て新議會は政府より提出せる曩のヒーネ案に對し百八十五に對する二百一の多數を以て協賛を與へたり。かくて下士七萬七千八百六十四人を加ふる時は現役總數は五十五萬七千人と爲れり。

## 二

かくの如く陸軍擴張案は一度ビスマルクの威嚇となり二度議會の解散となり或はカーテルの組織を促し、或は政黨の分裂を招きしが、日清戰役以來、獨逸人が威力政策の價值を認識し、ウイールヘルム二世が巧みに暗示を與ふると共に、議會の態度は漸く一變し來れり。即ち千八百九十八年の臘月を以て議會に提出されたる陸軍擴張法案は卒約二萬七千人を増加し、平時定員四十七萬九千二百二十九人を五十萬五千七百五人となさんとするものにして千九百三年までに之を充實せんことを期せり。而して政府が新兵訓練中、古參兵士を軍隊に留めて幹部の活動に備るの必要ありと極言せしにも拘はらず、九十九年三月十四日第二讀會に於て政府案は否決され、次で歩兵一箇大隊の定員を五百八十四人と爲し、總計四十九萬五千

五百人と定む可しとの委員會案も亦廢案と爲れり。然れども越て二日第三讀會を開くに際し、中央黨が翌年度に至り、定員の不足なること事實明白なるに至らば、その曉に及びて政府の提案に同意す可しと讓步せるより、前記修正案は百三十二票に對する二百二十二票の大多數を以て可決されたり。之に反對せしは社會民主黨、自由民黨、南獨民黨等なりき。此の問題の未だ解決せざるや、一時議會の解散行はる可しとの風説ありしが、世論は之に對して極めて冷淡なりしより、政府と議會とは遂に妥協を見るに至れるなり。この妥協成立の結果、下士を加へて平時定員は五十六萬七千九百一人と爲り、新に三箇軍團を増設することゝなれり。

今や七年期法は五年期法と爲り、千九百五年の初に於て陸軍擴張法案は又々帝國議會の議題に上り、當初騎兵隊の増設に關して意見の衝突ありしも、政府の些の讓步によりて議會との妥協を見るを得たり。即ち政府の提案は歩兵四箇大隊、騎兵四箇聯隊、徒歩砲兵二箇中隊等を増設せんとするに在りて、經費の増加年額約一千三百萬馬なりき。プロイセン陸相フォン、アイネムの演説中に七十年には歩兵四百六十三箇大隊、騎兵四百六十箇中隊、砲兵二百五十一箇中隊ありしが、九百四年の現

在數は、歩兵六百二十五箇大隊、騎兵四百八十二箇中隊、砲兵五百七十四箇中隊なりとあり、騎兵増設の必要を示さんとせるなり。然るに三月七日豫算委員會に於て騎兵を五百十箇中隊に増加せんとするの政府案は少數にて仆れ、中央黨の五百箇中隊に増加せんとするの動議は同派以外には贊成者なかりき。徒歩砲兵等の増加は社會民主黨の反對ありしのみにて、次で成立したり。十四日委員會は平時定員を十年三月までに卒五十萬五千八百三十九人、下士を合せて五十八萬三千三百四十四人に増加するに決し、中央黨の代議士グレーパーの動議に従ひ、以後二千人の職工兵を廢して職工を以て之に代ることゝなしたり。この委員會案は三月二十日の本會議に於て社會民主黨、自由民黨等の反對ありしのみにて通過し、次で政府が從來假りに同意を與へ來りし野戰砲兵並に歩兵の二年服役制度も結局確定の制度と爲れり。

千九百十一年の五年期法案は卒のみにて五十一萬五千三百二十一人、下士を加へて六十二萬一千五百六十人となすの計劃を立て、擴張費として一億四千萬馬を投ずることゝなし、二月二十四日五分の四の多數を以て議會を通過し、三月二十七日を以て公布せられたり。然るに獨逸政府はこの年モロッコ問題に關する佛國と

の外交上の交渉に際し、英國が兵力を以て威嚇を加へたりと稱して、大に輿論を動かし、更に陸軍擴張の計劃を立てたり。千九百十二年一月二十八日陸軍少將カイム代議士パーシエ等を幹部として組織せられたる獨逸國防協會は、實にウイート公を會長とせる海軍協會と相提携して、軍備充實の聲を大ならしめたり。かくて三月二十二日發表されたる陸軍擴張法案は、平時定員を増加すると二萬九千人即ち卒五十四萬四千人となし、その外下士九萬五千人、將校三萬人、一年志願兵一萬四千人、行政部將校四萬人、合計七十二萬三千人、新に二箇軍團を置かんとせり。抑も獨逸は上述の如く九十年、九十九年の兩回に軍團を増設して、總計二十三箇軍團を有せるがうちに近衛軍團とバイエルンの三箇軍團とを含めるより、新設の軍團は即ち第二十、第二十一の兩箇軍團にして、第二十軍團は之をプロイセンの東北端なるエアメルラントのアレンスタインに置き、第二十一軍團は之をエルザースのホルマーに置き、以て露佛兩國に備へんとせるなり。之と同時に海軍の擴張も亦計劃され、この海陸軍の擴張に要する經費と軍人増俸費とを合算する時は、千九百十二年より十七年までに總計六億五千五十萬馬に上る可く、帝國宰相フォン、ベートマンは之

が支辦の方法を聯邦院に諮りしに、中央黨の領袖たるヘルトリング男等は黨略上剩餘金を以て之を支辦す可しと主張したり。帝國藏相ヴェアマートは將來果して財政の好況持續す可きや否や、豫期す可からずとて、その説に反對し、三月十五日を以て辭任せしより、次官キーン之に代り中央黨の意を迎へて、自家用酒製造者に對する免稅の恩典を廢止して千六百萬馬乃至二千萬馬を得、之に關稅、鐵道郵便等の增收を加へて、兎に角十二年より十四年度までの擴張費三億三千八百萬馬を支辦せんとせり。かくて陸軍擴張法案は五月十日社會民主黨並に波蘭黨の反對ありしのみにて、議會の協賛を経たり。往年の獨逸進歩黨の系統を授ける進歩民黨がこの擴張法案に賛成せしを見る時は、獨逸に於ける國家主義の思想が、全然自由主義を征服し了せしことを知る可きなり。

然るにバルカン戰役の影響として、列國間の均勢變態を示すや、獨逸帝國政府は三度陸軍擴張の計劃に出でたり。その風説は夙に十二年の十一月に於て世上に傳はりしが、ノルト・ドイチェン・アルゲマイネ・ツァイツングは千九百十三年の一月に入るや、皇帝の新計劃を立てられたることを報じ、擴張案の大要は一月八日のポー



スト紙上に現はれ、同月二十八日政府當局者は議會に於て新聞紙上の報道を是認したり。次でウイールヘルム二世はケーニヒスベルヒに於て國民皆兵制度の須らく勵行せざる可からざることを説かれ、フォン・ベートマンは二月十五日に陸軍擴張は官民の等しく熱望する所なりと論じたり。國防協會は勿論のこと社會民主黨を除くの外各政黨の機關新聞は盛んに輿論を動かし、かくて擴張案の成立容易なりと見るや、三月十八日ノルト・ドイッチェ・アルゲマイネ・ツァイトングを以て之を發表したり。法案提出の理由は是より先三月八日フォン・ベートマンと陸相とより各政黨の領袖に對し、次で陸軍特別委員會に於て秘密に説明せられたるが、要するにバルカン戰役の結果、奧國の地位困難となりしこと、露國陸軍の將來恐る可きものあることを主張せり。而して前述の如く憲法に於て現役兵卒の數を人口の百分の一と定めあるより、平時定員のこの率に達せざることをも擴張の一理由に數へたり。扱提案に従へば、新兵徵募數を約六萬三千人増加し、平時定員に於て將校四千人、下士一萬五千人、卒拾一萬六千九百六十五人、馬二萬七千頭を増し、從來卒五十四萬四千人なりしを更に六十六萬壹千一百七十六人と爲さんとするにあり。之に加

ふるに將校三萬六千人、下士十一萬人、一年志願兵一萬八千人並に行政部將校を加ふれば、平時定員八十七萬人に上る可く、千九百十五年度迄に之を完成するの計劃なりき。擴張の方法は主として既成部隊の充實を圖るに在れど、多少の新部隊も設けられ、計劃完成の曉は、歩兵六百六十九箇大隊、騎兵五百五十箇中隊、野戰砲兵六百三十三箇中隊、徒歩砲兵五十五箇大隊、工兵四十四箇大隊、通信兵三十一箇大隊、輜重兵二十六箇大隊と爲る可し。之に要する經費は臨時費十億五千萬馬、經常費一億八千萬馬乃至一億九千萬馬に上るの計算にして、剩餘金流用の外、砂糖税の輕減を延期し、印紙税を増徴し、第四等親の遺産は之を國家の有に歸し、七割五分を帝國の所有、二割五分を聯邦の所有に歸する等、種々の改革を行ひて之を支辨し、更に臨時費は國防特別税と稱して、一萬馬以上の財産に對して千分の五、五萬馬以上の所得に對して百分の二を課し、以て之を支辨せんとせり。豫算委員會は四月三十日政府の提案に於て騎兵六箇聯隊増設とありしを三箇聯隊増設と修正せしのみにて、他は全部増兵案に同意し、五月二十九日財産は五萬馬以上に、所得は五千馬以上に課税し、五萬馬以下の財産は免稅なれど、三萬馬以上の財産を有し、同時に二千五百馬以

上の所得あるものには課税することゝし、課率は三萬馬にて千分の五、百萬馬にては百分の一、千萬馬以上は千分の十五と修正せり。三十日の委員會は國防特別税に對し聯邦君侯も納税の義務を負担す可きことを規定せり。然るに本會議に於ては六月三十日社會民主黨、波蘭黨、エルザース黨の反對を受けしのみにて、増兵案は成立し、騎兵三箇聯隊は復活され、君侯納税義務に關する條項は之を削除して國防特別税法案をも成立せしめたり。但し同法案は本會議に於ても修正ありしより、所得に對しては五千馬以上一萬馬以下に對し百分の一を課し、累進して五十萬以上には百分の八を課して、合計八千萬馬を得、財産に對しては一萬馬以上三萬馬に對する一萬分の十五より累進して一億馬以上に對する一萬分の百四十九に及び、合計八億八千萬馬を得、外に株式會社の積立金に一萬分の九十五を課して四千萬馬を得ることゝなれり。財産税八億八千萬馬のうちプロイセンにて五億五千萬馬を得可く、一億馬以上の財産を有するもの四人あり、一千二百七十萬馬を納附す可しと云ふ。

この千九百十三年の陸軍擴張案成立以前に於ては獨逸の戰時兵數は約四百三

十七萬人なりき。然るに新法實施の結果五百四十萬の兵力を備ふ可き計算なりき。尤も現在に於て第一線に立たしめ得可き精銳なる士卒は百五十萬人を超えざる可しとのことなるが、兎に角六個軍團は佛國に、五個軍團は露國に備へられたり。明かに佛國に備へられたるはプロイセンの第十五(ストラースブルヒ)第十六(メッツ)第二十一(ザールブリッケン)の三軍團とバイエルンの第二軍團(ウエルツブルヒ)にして第八(コブレンツ)第十四(バーデン)第十八(フランクフルト)第十三(スワットガルト)の四軍團中何れを先發せしむるや分明ならず。自耳義を通過して佛國の虛を擣かんとし、リエージュ要塞の下に扼せられたる獨軍の第七(ミンスタール)第九(アルトナ)第十(ハンノーヴァー)の三軍團なることは、外電の報ずる處にして、以てその出師の極めて敏活に行はれたるを知る可し。今假りにエルザース、ロートリンゲン方面より佛國に侵入す可き兵力を六個軍團とせば、歩兵百五十個大隊(七百二十一人宛)砲兵百五十箇中隊(卒百五十人馬百頭宛)騎兵百箇中隊(百五十五人宛)にして、地方の豫備兵を加ふる時は戰時二十萬人となり、更に二箇軍團と後備兵とを合すれば三十萬人となる可し。この兵は開戰の後遅くも二日若くは三日にして出征の準備成り

多數は二十四時間を要せず、早きは四時間乃至六時間にして戦闘準備成る可しと云へり。佛國たるもの焉んぞ之に備へざるを得んや。

## 三

初め千八百六十六年の戦役に於てプロイセンの陸軍が宛かも枯たるを摧くが如きを以て南獨の聯合軍を破るや、ナポレオン三世の親任を受けて陸軍卿たりし元帥ニールは國民皆兵制度を佛國に採用せんと企てしが、僅に免役税の制度を廢止せしに止まり、代人服役の制度は之を改むるを得ざりき。然るに七十年、七十一年の大敗は佛人をして始めて覺醒せしめ、千八百七十二年七月二十七日の陸軍法は二十歳より四十歳に至るすべての佛人に兵役を課し、代人制度を禁止したり。大統領チエールは元來兵は之を常職と爲さざる可からずとて、七年服役の從來の制度を好みしも、保守的なり、反動的なりと評されたる國民議會議員は却て國民皆兵制度を主張し、遂に法律の發布を見るに至れり。但し議員の多數は三年兵役制を取らんとせしも、チエール五年兵役制を固執し、辭職を唱へて議會を要せしより多數も扞て之に従へり。而も五年兵役制を採用せるより、壯丁を抽籤して一部は五年の

現役に服し、一部は六箇月若くば一箇年訓練を受くることゝなれり。家族扶養の義務あるもの、僧侶、教員等は免役の恩典に浴し、一定の教育を受け、六百圓を納附したるものは一年志願兵と爲るを得たり。然るに千八百八十九年七月十八日の法律は志願兵を廢止し、服役期間をすべて三年に短縮し、寡婦の長子、孤兒の長兄、子女七八ある家族の長子等に對しては在營一年にして之を除隊し、別に學生に對しては特典を與へたり。

この千八百八十九年の陸軍法改正は全く民主平等の主義に基けるものにして對選舉の黨略より出でしものなるが、急進主義者の佛國政界を左右するに至るや、獨逸の二年兵役制を採用せるを見て之に倣はんとし、ワルデック、ルソーの内閣在職中千九百二年二月十五日代議院に於て原則として各兵種服役の年限を劃一にし、之を二年と爲すの議の是なるを認めたり。蓋し當時に在りては服役の期間は同一ならず。大多數は三年間服役し、二年間服役するもの之に次ぎ、更に少部分は一年間服役するの規定なりしも、是れ有名無實にして、事實に於ては何れもその兵營に在るの歲月法定の期間に達せざりき。且又佛國は單純に獨逸に法り得るの位地に

あらず、獨逸に於て二年兵役制度を採用せるは、即ち壯丁の増加、幹部の膨脹に基くも、人口の増加を見ざる佛國は、徴兵の數を多からしめんとするも、亦能はざるなり。現に千九百一一年三月二十四日を以て舉行せる人口調査に據るに、總計三千八百六十萬人にして、九十六年以來三十三萬人を増加せしも、これ全く外國來住者増加の結果なるのみ。かるが故に佛國にありて服役期間一年を短縮せば、現役兵數を減ずるの危険あると共に、訓練を経たる下士の數不十分なれば、以て軍隊に向て徹底せる教育を施すこと能はざる可し。勿論特別に加俸を給して以て先任の下士をして服役繼續を志望せしめ、かくの如くにして幹部を充實するの計劃ありと雖も、有力なる將校中には極力改革案に向て反對を試むるもの少からざりき。而も遂に能く民主平等主義に對して抵抗を持続する能はず、二年兵役法案はコンブ内閣によりて議會に提出せられ、元老院は千九百三年六月十二日之を可決せしが、その後兩院の修正あり、代議院は千九百五年三月十七日、三十二票に對する五百十九票の多數を以て之が確定議を了れり。この二年兵役法は全然平等の主義によりて爾來ドクトル試験に應ずる學生と雖も特典を受くるを得ず、家族扶養の義務あるものも亦

期限に先ちて除隊されず、但し貧困の父母はその子の服役中一日金三十錢の補助金を國庫より支給さる可し。但し二年兵役と稱するも、實際の服役期限は二十三ヶ月にして、千九百六年の調査に據るに平時定員將校下士卒とも五十三萬二千五百九十三人アルジェリヤ駐屯五萬四千五百八十人、チュニジヤ駐屯二萬三百二十人合計六十萬七千四百九十三人にして之を二十箇軍團に分ち各聯隊約四千人宛を敷へたり。

既にしてモロッコ問題は、この二年兵役制度採用の年より起り、その極、阿弗利加植民地の一部を獨逸に讓與するや、『佛蘭西實行會』等愛國者の運動は漸く勢力を加へ來れるが、この時に乘じて千九百十二年一月内閣議長と爲れる、而して翌十三年一月遂に大統領に擧げられたる、レイモン・ポアンカレは二年兵役制度採用の議起りし當初より、之が有力なる反對者の一人なりき。故に千九百十二年に於て千九百五年の法律修正の議は當局者の間に起り、騎兵並に乘馬砲兵の服役期間を三年に延長せんとするの案は同年十二月を以て起草され、翌十三年二月陸相エチャンヌ並に參謀本部は之を審査せしも、何等の決定を見ずして止めり。然るに偶ま獨逸陸



軍擴張新計劃の要領新聞紙上に現はるるや、陸相は陸軍法修正の一日も猶豫し難きことを認めたり。蓋し千九百十三年一月一日の佛國現役兵は合計五十六萬七千人にして、之を新計劃完成後の獨逸平時定員に比する時は及ばざること三十萬人若し阿弗利加駐屯の軍隊を除く時は三十五萬人の差を生す可し。茲に於てか陸相は屬僚を督勵し軍備擴張案を立てて閣議に諮り、その同意を経て三月四日陸軍高等會議を開きたり。大統領ポアンカレは千九百十二年一月十日並に五月十四日の閣令に従ひ、議長席に着き、首相ブリアン、陸相エチアンヌ參謀總長ジョツフル將軍、巴里都督ミシエル將軍その他十五人の將官列席し、會議三時間の後、義勇兵制度、豫備兵の毎月召集、二十七ヶ月兵役、三十ヶ月兵役等の對案を以て何れも事務局の急を採ふに足らずと爲し、全會一致を以て三年兵役案を可決したり、而して三日の後陸相は『軍隊の徵募に關する千九百十五年三月二十一日の法律修正法案』を代議院に提出したり。代議院に於てはジョーレスの合同社會黨アウガニウルの共和社會黨カイヨールの急進派等何れも之が通過を妨害せしも、ブリアンに代りて内閣議長となるバルツウの奮闘により兩院を通過し千九百十三年八月七日の法律として公布されたり。公布の法律は現役を二年より三年に延長し、豫備を十一年とし、第一後備第二後備各々七年と爲し、總計に於て二年を延長したり。平時定員の増加は約十七萬人にして合計六十七萬三千人となり、戦時には四十五萬人を増加して四百五十萬人を得可し、但し第一線に立ち得可きは二百五十萬人なり。擴張の方法は部隊の増設にあらずして基本部隊の兵數増加を主とし、邊疆部隊と内地部隊とに於てその數を異にしたり、即ち左の如し。

邊疆部隊	内地部隊	
歩兵中隊	二〇〇人	一四〇人
騎兵聯隊	七四〇	七四〇
野戰砲兵中隊	一四〇	一一〇
工兵中隊	二〇〇	一四〇

從來歩兵一箇中隊は百十五人に過ぎざりしを以て、之を獨逸の百八十人露伊の百五十人、埃國の百二十八人に比する時は、其に及ばざりしが、今や之を凌駕するに至れり。之に要する經費の増加は臨時費二億九千萬圓、經常費七千萬圓に上る可しと

云へり。蓋し家族給養費の如きも増額して一日五十錢となし十六歳以下の小兒ある時は之に二十錢を給し豫備兵後備兵の召集されたる時にも之を支給することゝなせり。議會に於て加へられたる修正のうち最も重大なるは從來二十一歳のものゝを徴集せしを新に二十歳より徴集することゝなせしに在り。政府の原案にては千九百十年兵のうち十四萬人は十三年十月以後更に一年間在營せしむ可き計劃なりしに、各地の兵營に於て不穩の舉動ありしかば、二十歳にして身體の發育佳良なるものは之を徴集することに改め十三年の十月に除隊さる可き十年兵を千九百十三年兵の入營期即ち十一月十五日まで在營せしむることゝなせり。即ち新法律は二十歳にして入營す可き十三年兵より始めて適用さるるより、同年の秋には十二年兵二十萬六千人、十三年兵十三萬七千人、合計三十四萬三千人の新兵を收容したり。又新法律に従へば兵役三年間を通じて百二十日の休暇を與ふることゝなせり。九百五年の法律は一ヶ月の歸休を許したれば正味九箇月服役期間を延長せるに過ぎず。而して農夫出身の士卒は農繁の時期にこの休暇を取り得可き規定なり。新法律は又學生の特典を更に制限したれど煩しければ今は之を略す。

### 無條件最惠國條款は絶對的無償規定に非ず

板 倉 卓 造

最惠國條款は自國の人民、商品、船舶等が對手國に於て第三國の人民、商品、船舶に比して劣等不公平なる取扱を受くるを避けんか爲めに發明せられたるものなり。と同時に諸種の條約中に此條款を設くるは對手國にて第三國に對し特典、殊遇を與ふる毎に自國亦これを要求して箇々の交渉を繰返へし其都度箇々の特別條約を締結するは其煩に堪へざるより豫て一般條約中に第三國に附與したる特惠は自國にも均霑せしむ可き旨を規定し第三國の享有する利益は自動的に自國にも及ぶものとするの工風より出でたるものなるが故に其これを設けたるは畢竟後日の行違を豫防し國際關係を簡單にせんか爲めなるに實際の經驗に據れば發明